

広島県告示第五十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定により二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の認定を受けている者に係る学科の名称及び課程の変更を次のとおり認定した。

平成二十年一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 学校名

広島工業大学

穴吹デザイン専門学校

二 学校及び学科の名称

変更前	変更後
広島工業大学 環境デザイン学科	広島工業大学環境デザイン学科 建築デザインコース 広島工業大学環境デザイン学科 福祉住居・インテリアコース 広島工業大学環境デザイン学科 環境マネージメントコース
穴吹デザイン専門学校 建築・インテリアデザイン学科	穴吹デザイン専門学校 インテリアデザイン学科